３．金融商品の時価等に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定している。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、Ａ格以上の社債を保有している。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。また、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	799,669,165	759,540,000	△　40,129,165
⑵　長期未払金	(3,921,428,520)	(3,730,771,285)	△　190,657,235

（＊１）　負債に計上されるものについては、（　）で示している。

（注１）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

有価証券及び投資有価証券

地方債及び社債は相場価格を用いて評価している。社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類している。一方で、地方債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類している。

長期未払金

長期未払金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引価値現在法により算定しており、レベル２の時価に分類している。

４．賃貸等不動産の時価等に関する注記

当法人は、文京区大塚地区に小石川寮、お茶大ＳＣＣ及び音羽館を学生宿舎として有している。また、板橋区板橋地区に有している土地及び文京区大塚地区に有している同窓会館跡地については、国立大学法人法第33条の３の規定に基づき、法人の業務の遂行に支障のない範囲で、文部科学大臣の認可を受けて貸付を行っている。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。

（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
11,111,637,464	△　206,891,469	10,904,745,995	19,628,037,057

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

（注２）　当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりである。

構築物取得による増加（音羽館（大塚１団地））　15,069,610円

減価償却による減少（小石川寮ほか２箇所）　221,961,079円

（注３）　当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

また、賃貸等不動産に関する令和８年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりである。

（単位：円）

賃貸収益	賃貸費用	その他（売却損益）
370,551,624	296,064,912 (12,111,333)	—

（注４）　「賃貸費用の額」（　）は減価償却相当額を内数で表している。

５．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト（単位：円）

Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	8,456,809,066	
⑵　（控除）自己収入等	△　3,220,063,387	
業務費用合計		5,236,745,679
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		506,479,475
Ⅲ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	68,092,273	
政府出資の機会費用	1,875,578,847	1,943,671,120
Ⅳ　（控除）国庫納付額		—
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		7,686,896,274

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の賃借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算している。

６．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職年金給付制度を採用している。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。